

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当り、  
翌日となる)

## 目 次

◇告 示 計量器の定期検査の実施(商工指導課)

土地改良事業の認可申請の適否の決定(農村整備課)

都市計画の決定に係る図書の縦覧(都市計画課)

都市計画の変更に係る図書の縦覧(四件)(〃)

開発行為に関する工事の完了(〃)

◇教委告示 定例教育委員会の招集(総務課)

◇公安告示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)

## 告 示

鳥取県告示第六百七十八号

計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第四百十条の規定に基づき、八頭郡に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百十三条の規定により告示する。

平成三年九月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

計量法第四百二十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

実施期日	実施時間	実施区域	実施場所
平成三年十一月六日	午前十時から 正午まで	若桜町	若桜町山村開発センター
平成三年十一月七日	〃	八東町	八東町農業協同組合操果場
平成三年十一月八日	午前十時から 午後二時まで	郡家町	郡家町中央公民館
平成三年十一月十一日	午前十時から 正午まで	船岡町	船岡町中央公民館
平成三年十一月十二日	午前十時から 午後三時まで	河原町	河原町役場
平成三年十一月十三日	午前十時から 正午まで	用瀬町	用瀬町農業協同組合操果場
平成三年十一月十四日	〃	佐治村	佐治村中央公民館

鳥取県告示第六百七十九号

赤碓町が行う土地改良事業(土地改良総合整備事業(地域改善)出上地区農業用排水及び暗きょ排水)の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の第二五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり

縦覧に供する。

平成三年九月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成三年九月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

赤碓町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定に基づき、八頭中央都市計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成三年九月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

八頭中央都市計画河川一号千代川

二 都市計画の決定に係る土地の区域

追加する部分

八頭郡河原町大字河原字東地村、大字片山字恵比須木及び字下沖、

大字渡一木字出合河原、字向河原、字沖河原ノ上ミ、字畑ケ田、字沢

通り及び字高草堰ノ下タ、大字今在家字古屋敷及び字中河原、大字曳

田字東丸山、字西丸山、字興次郎新田、字勘右エ門新田、字弥次郎新

田、字崩し、字田中尻及び字小荒、大字徳吉字下河原、字中河原及び

字上河原並びに大字高福字荒内、字上ミ中新田及び字下割新田

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第六百八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、羽合都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成三年九月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

羽合都市計画公園 九・七・一号東郷湖羽合臨海公園（変更前 五・

八・一号東郷湖羽合臨海公園）

二 都市計画を変更する土地の区域

該当なし

三 都市計画の案の縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第六百八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、東郷都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成三年九月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

東郷都市計画公園 九・七・一号東郷湖羽合臨海公園（変更前 五・

八・一号東郷湖羽合臨海公園）

二 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

東伯郡東郷町大字門田字小池、大字長和田字小池、字川尻、字砂田、字入江及び字狐コロン並びに大字野花字岩根及び字西走出

三 都市計画の案の縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第六百八十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、淀江都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成三年九月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

淀江都市計画道路三・四・二号横断道境港線（変更前三・三・四号横断道四軒屋線）

二 都市計画の変更に係る土地の区域

該当なし

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第六百八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成三年九月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画道路三・三・四号西福原河崎線（変更前三・四・五号新米子境線）、三・四・五号横断道境港線（変更前三・三・四号横断道四軒屋線）、三・四・十号皆生温泉環状線及び三・五・十一号美濃大山線

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 三・三・四号西福原河崎線（変更前三・四・五号新米子境線）  
変更する部分

米子市河崎字矢倉灘道西及び字沖通り  
削除する部分

米子市河崎字大水路沖

2 三・四・五号横断道境港線（変更前三・三・四号横断道四軒屋線）  
追加する部分

米子市両三柳字山中六郎兵衛屋敷通

変更する部分

米子市両三柳字三右衛門道西北、字平左衛門道左右、字代吉郎道西、字代吉郎道左右、字御免地道西、字新川東、字新川西、字幸助道左右、字市庵道西、字幸助道西、字文三郎道西、字治平道左右、字弥兵衛道西、字忠次郎道西、字忠次郎道南、字隠居道西、字深池尻中通外、字高木灘道西、字三保向ヒ、字山中新川、字文平沖通及び字河崎境並びに河崎字三柳境沖ノ一、字沖通り、字大水路沖及び字矢倉灘道西

3 三・四・十号皆生温泉環状線  
変更する部分

米子市東福原字沖林二及び字北原六

4 三・五・十一号部分美濃大山線  
変更する部分

米子市今在家字向谷田並びに赤井手字西天神免、字中天神免、字東天神免、字西中島ノ下及び字明寿庵

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第六百八十五号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成三年九月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成三年五月二十九日 鳥取県指令受都計三十二第二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市里仁字小石橋

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市岩吉四五一

吉田 守

### 教育委員会告示

#### 鳥取県教育委員会告示第十八号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成三年九月二十四日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

一 日時 平成三年九月二十七日(金) 午前九時

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁教育委員会委員室

三 議題

1 市町村教育委員会教育長の承認について

2 その他

### 公安委員会告示

#### 鳥取県公安委員会告示第八十三号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第九条第一項の規定により告示する。

平成三年九月二十四日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

遊技機の種類	型 式	製 造 者 名
ぱちんこ遊技機	ツインターボ2	株式会社行屋
〃	ツパッチ	〃
〃	レッドキューブ2	〃
〃	特殊物語	株式会社平和
〃	スノーシューツト	〃
〃	ターボセゾン	太陽電子株式会社
テレビジョン遊技機	フルートトラン	〃